

非稼働病床の現況について（大阪市南部基本保健医療圏・病院）

※過去1年間一度も稼働していない病床を有する病院または過去1年間病床が一度も稼働していない有床診療所（非稼働病床）

【南部】

	医療機関名	所在区	非稼働病床の状況			計画		
			病床数	非稼働になった時期	稼働できない理由	計画内容	達成時期	計画の詳細
1	医療法人恵弘会 正和病院	平野区	9床	平成29年度	地域包括ケア入院医療管理料の算定開始に伴い、施設基準にある1床当たりの面積要件をクリアする為、病院の建て替えを行うまでの間、病室ごとで合計7床の休床の届け出をすることになった。また、コロナ陽性患者を受け入れる為に立ち上げた新館の一般病棟について1病室2床をナースステーションの確保の為、休床の届出を行った。	再稼働する。	未定	<ul style="list-style-type: none"> 現在の病院は築後約60年が経過し、耐震上の問題を抱えています。さらに、スペース的に余裕がなく、非稼働病床を再稼働させることは、物理的に極めて困難な状況です。従つて、耐震性の確保と病床再稼働、両方の課題を解決するには、病院本館の全面建て替え（新築）をするしか方法がありません。 一方で、当院は現在建物の老朽化により建替えとなる用地を探しています。しかし、近隣で候補となる用地が見つからず、一括での建替え移転が難航しております。このまま建替えずに放置ということもできず、現在地での建替えも候補として挙がっております。その場合、現行の建築基準法上では現在地において165床の運用での施設基準を満たす建築は困難となります。 そこで、平野区内で新たな小規模な土地を確保し、院外に分院を作る形で療養病棟の一部を移転、そこで回復期として運用していくことを検討しております。また、本院についても同平野区内で移転用地の確保ができ次第移転を行い、建て替え後も同病床機能での運用を検討しております。 以上の通り、本館建て替えが完了した際には、非稼働病床である病床を一般病棟機能にて再稼働する予定です。
2	社会医療法人杏樹会 杏林記念病院	西成区	61床	令和4年度	一時期は、感染症以外の一般患者の受け入れを制限せざるを得ない状況にもなり、その後、59床にすることで、人員不足は解消されました。非稼働病床の減少に向け、人員確保に尽力しましたが、減少には至っておりません。	再稼働する。	令和6年度中	令和6年度中に90～100床の稼働を目指し、医師・看護師等の人員を確保してまいります。医師及び看護要員の確保状況を見ながら、徐々に非稼働病床を減少していく準備を進めています。また、有事に備え、10～20床の病床は確保しておきたいと考えております。令和6年度は病床が不足して、救急の受け入れを制限せざるを得ない状況が何度も発生いたしております。このままでは、地域医療を担うことが困難になると予想されます。早急に、非稼働病床の減少に向け努力してまいります。
3	大阪公立大学医学部附属病院	阿倍野区	85床	令和4年度	大学の新学舎設置等に伴い、法人が移転する計画があり、その移転終了後、病棟再編を再度実施予定としているため、患者の受け入れを一部制限している。	再稼働する。	未定	大学が新学舎への移転するため、その後の施設活用については法人と協議を実施した後、検討予定。
4	医療法人相愛会 相原第二病院	阿倍野区	10床	令和2年度	個室がこの病棟にしかなく、救急受入を行っている以上、感染症（コロナ感染症）患者が搬送されてくる。その場合に他の入院患者と隔離する病床をこの病棟で作成している。病棟の構造上ゾーニングを実施するのに、病床を減らして運用するしかないため、非稼働病床としている。	再稼働する。	令和6年度中	現在はコロナ患者が増加し、救急を受け入れる以上、感染される患者が搬送されてくることが予測できるため、その患者用に1病棟をゾーニングし病床確保している。令和6年年末年始に関しても同様の状況が予測できるため、この冬場を経過したのちに、確保病床を削減し、元の一般病床に戻す予定である。

非稼働病床の現況について（大阪市南部基本保健医療圏・診療所）

※過去 1 年間一度も稼働していない病床を有する病院または過去 1 年間病床が一度も稼働していない有床診療所（非稼働病床という）

【南部】

	医療機関名	所在区	非稼働病床の状況			計画		
			病床数	非稼働になつた時期	稼働できない理由	計画内容	達成時期	計画の詳細
1	医療法人中島クリニック	住之江区	5床	平成 6 年度	施設の老朽化に対してのコスト捻出。 スタッフ雇用の問題。	再稼働する。	未定	再稼働を行いたいと考えているが、施設の老朽化に対する対応やスタッフの確保、資金の面など計画的に進めるには問題が多い。
2	医療法人五常会 浅野クリニック	西成区	10床	平成 29 年度	○医療安全上の問題や担当医師の欠員の為、分娩ができなくなった。 ○病床の再稼働には医師・看護師等、医療従事者の確保が必要であり経営上の問題により、現状増員が困難である。	その他		経営状況を勘案しながら、再稼働を検討する
3	猪木産婦人科	西成区	1床	平成 18 年度	母体保護法指定のため	指定医療機関として必要であるため、現状の運用通りとし、他の目的で使用しない。		母体保護法指定のため必要であり変更予定なし